

新旧対照表

(別紙2)

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>(免税コンテナーの修理の際に取りはずした部分品の輸出申告手続)</p> <p>3 - 7 の 2 免税コンテナーの修理の際に取りはずした部分品の輸出申告については、コンテナーリストに当該部分品の品名、数量等を記載することにより、輸出申告があったものとみなして差し支えないものとし、当該コンテナーリストの提出の際、令第4条の規定により税關に提出した「コンテナーの免税部分品使用届出書」(A - 1020)の写し1通を添付するものとする。</p> <p>なお、<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を使用してコンテナーリストの提出が行われた場合においては、当該リストの提出後速やかに、当該システムにより出力されたコンテナーリストの控に免税コンテナーの修理の際に取りはずした部分品の品名、数量等を記載し、「コンテナーの免税部分品使用届出書」(A - 1020)の写し1通を添付の上、<u>提出する</u>ものとし、当該提出があった場合には、当該システムを使用して提出されたコンテナーリストに当該部分品に係る記載があったものとみなす。</p>	<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>(免税コンテナーの修理の際に取りはずした部分品の輸出申告手続)</p> <p>3 - 7 の 2 免税コンテナーの修理の際に取りはずした部分品の輸出申告については、コンテナーリストに当該部分品の品名、数量等を記載されることにより、輸出申告があったものとみなして差し支えないものとし、当該コンテナーリストの提出の際、令第4条((免税部分品の使用の届出))の規定により税關に提出した「コンテナーの免税部分品使用届出書」(A - 1020)の写し1通を添付させるものとする。</p> <p>なお、<u>海上貨物通関情報処理システム</u>を使用してコンテナーリストの提出が行われた場合においては、当該リストの提出後速やかに、当該システムにより出力されたコンテナーリストの控に免税コンテナーの修理の際に取りはずした部分品の品名、数量等を記載し、「コンテナーの免税部分品使用届出書」(A - 1020)の写し1通を添付の上、<u>提出させる</u>ものとし、当該提出があった場合には、当該システムを使用して提出されたコンテナーリストに当該部分品に係る記載があったものとみなす。</p>